

# 巨理町道路占用許可基準

**道路占用とは**：道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路の空間を独占的・継続的に使用することをいい、道路を占用しようとするときは、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければいけません。

道路の占用許可を行う際は、公共性の原則、計画性の原則及び安全性の原則を考慮するとともに、

- ・物件が、道路法第32条第1項各号のいずれかに該当するものであること。
  - ・道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること。
  - ・占用の期間、場所、物件の構造等について、政令で定める基準に適合するものであること。
- の全ての要件を充足しているか否かを審査します。

## ① 公共性の原則

特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、公共性の高いものを優先させるべきである。

## ② 計画性の原則

将来の道路計画や都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。

## ③ 安全性の原則

施行令に規定されていない事項についても、道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、交通の安全を阻害する占用は現に排除すべきである（例：道路に大きく突き出した看板や日よけ、道路標識や規制標識に似たデザインの看板などの占用は認められません）

## 占用物件について

道路を占有することができる物件等は法令に記載されており、道路法第32条第1項のなかで第1号～第7号の物件と定められています。

### 道路の占有が認められる物件の種類（道路法第32条第1項）

#### 1号物件 地上（路上）施設又は物件

電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

（例：派出所、公衆便所、消火栓、くずかご、  
フラワーボックス、ベンチ、上屋、  
非常用救命袋固定環、バス待合所、街灯等）

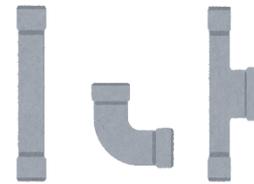


- 電柱、電話柱等の占有については、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- 街路灯の占有については、地方公共団体、町会・自治会、商店会その他これらに準ずる者が、その区域内等の道路の照明又は防犯のために設置するものであること。
- 郵便差出箱又は信書便差出箱の占有については、日本郵政公社又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）の規定に基づき許可を受けた信書便事業者が設けるものに限る。
- フラワーポットについては公共団体、公共的団体、その他これらに準ずる者が設ける場合に限り占有を認めるものとし、色彩及び意匠は、美観を損しないものとする。

## 2号物件 地下管路類

水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(例：ケーブル管、熱供給管、石油管 等)

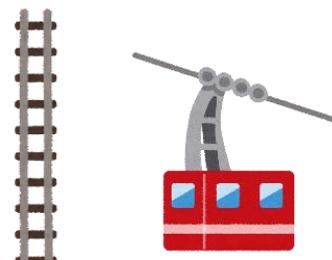


○水道管、公共下水道管、又はガス管の占用は道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。

## 3号物件 鉄道関連または類似施設

鉄道、軌道その他これらに類する施設

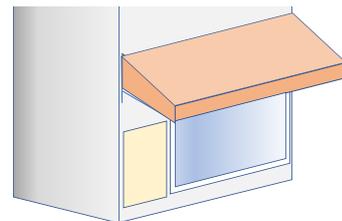
(例：索道等)



## 4号物件 家屋一体施設

歩廊、雪よけその他これらに類する施設

(例：アーケード、路上に設ける日除け、がんぎ)



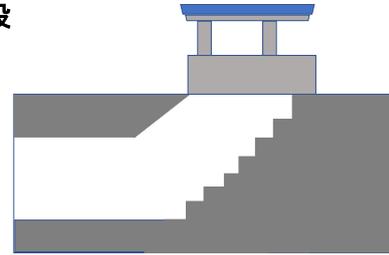
○アーケード（がんぎを含む。）の占用については、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発住第5号・警察庁発備第2号通達）により、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設け、その必要性や設置場所・構造等について審議のうえ、各機関の意見が一致した場合に限り許可することができる。

○路上に設ける日除けの占用については、歩車道の区別のある道路の歩道上に限る。

### 5号物件 空間利用施設

地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

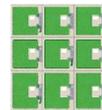
(例：地下タンク貯蔵所、地下駐車場、  
ベルトコンベア、防火用地下水槽)



### 6号物件 移動可能施設（土地に固着せず、簡単に取り払えるもの）

露店、商品置場その他これらに類する施設

(例：靴磨き、売店、コインロッカー、材料置場)



○道路の交通上及び構造保全上支障となる場合が多いため、祭礼、縁日等の際し一時的に設けるもの以外の占用は基本的には認めない。

### 7号物件 その他政令委任物件

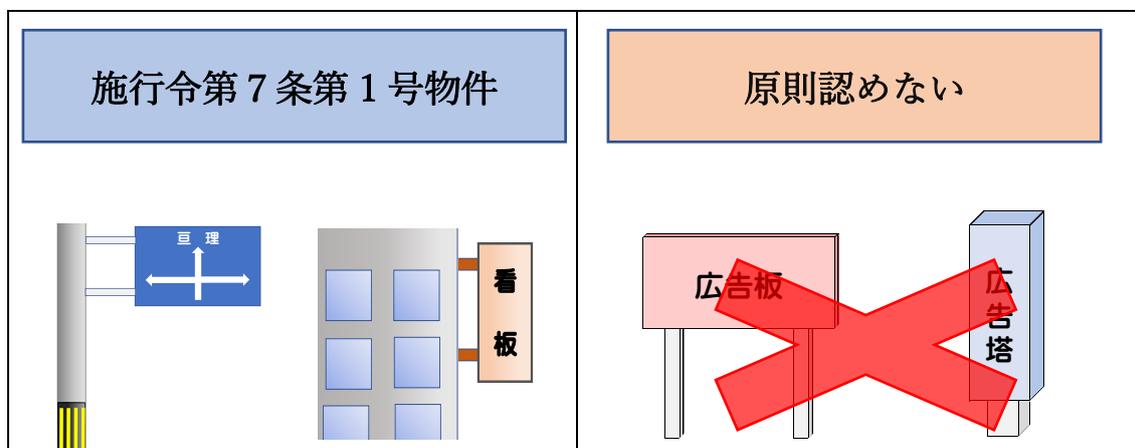
道路法第32条第1項第1号～第6号のほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある工作物、物件又は施設で、政令で定めるもの（道路法施行令第7条にて記載されています）

その他政令委任物件（施行令第7条）

1号	看板、標識、旗竿、パーキング・メーター、幕及びアーチ
2号	太陽光発電設備及び風力発電設備
3号	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
4号	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 道路の敷地以外に余地がなく真にやむを得ないものに限り一時的な占有を認めるものとする。また、大きさにおいては必要最小限とし、安全対策を講じる事。
5号	土石、竹木、瓦その他の工事用材料
6号	当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
7号	都市再開発法に基づく施設のうち一時的に必要となる施設
8号	食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十一号に掲げる施設を除く。）
9号	トンネルの上又は高架下に設ける店舗、倉庫、駐車場、広場など
10号	都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗、倉庫など
11号	応急仮設住宅など
12号	自転車、原付、二輪車を駐車させるために必要な車輪止め装置など
13号	高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

施行令第7条第1号に掲げる看板は、電柱等へ添加する添架看板や突出看板等のことをいい、道路に直接設置する広告板や広告塔等の道路占有は下記の要件を満たすもの以外は原則認められません。

- ・法令の規定により設置されるもの及び、町が認める公共的目的をもって設置するもの。
- ・相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路構造又は交通に支障を及ぼさない構造のもの。



### 占用料について

- 道路占用の許可を受けることに伴い、「[亘理町道路占用料条例](#)」別表に掲げられた占用料を納めていただくことになります。
- 占用料は、許可の際に町が発行する納入通知書にて納入してください。
- 占用の期間が2年度以上にわたる場合においては、第1年度分の占用料は当該占用の許可の際に、第2年度分以降は当該年度当初に納めていただくようになります。

### 占用料の免除について

次の(1)~(9)の占用物件については、条例で定める額の金額を免除します。

- (1) 通路(幅員4メートル以内及びそれに付随する隅切、法面等を含む)を設けるため、必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。
- (2) 電気、水道及び下水道の各戸引込、地下埋設管で、道路を占用するとき。
- (3) 雨水又は汚水を溝等に排せつするため必要な排水管理設又は農業用排水のための用排水管理設のため道路を占用するとき。
- (4) 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱及び電話柱。
- (5) バス停留所標識及びバス待合所で、道路を占用するとき。
- (6) 電気事業者及び第1種電気通信事業者が設ける架空の電線からの各戸引込電線で、道路を占用するとき。
- (7) 占用物件が道路交通の保全に著しい利益を与え又は交通の便宜を増進すると認められるとき。
- (8) 災害、その他特別の事情があると認められるとき。
- (9) 応急仮設住宅

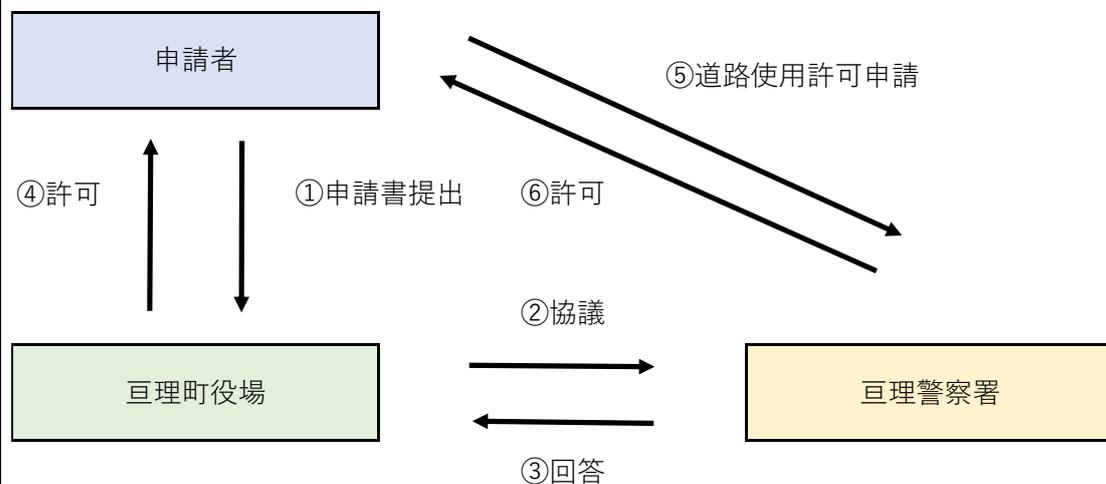
### 占用料の減免について

次の占用物件にかかる占用料は、下記に定めるとおり減免します。

- (1) 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物件及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告物件については、条例に定める占用料の10分の3に相当する金額を減免します。
- (2) 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物件については、条例に定める占用料の100分の65に相当する金額を減免します。

### 許可申請の流れ

○道路占用の申請がされてから許可を出すまで、通常2週間（道路の全面通行止めを伴う工事の場合は3週間）程度の期間を要するため、工事の1か月前までに許可の申請をしてください。



○道路上で工事、作業または交通規制等を行う際は、道路占用許可のほか道路使用許可を受ける必要があるため、管轄の警察署にて手続きを行う必要があります。  
○巨理町内の道路使用許可については管轄の巨理警察署交通課へご確認ください。